



— 神奈川県福利協会とは —

県内の民間社会福祉事業を推進するため 1955 年に設立された団体です。

それぞれの福祉施設が単独では従事者の退職金制度を持つことが困難であったことから、助け合いの精神を有する多くの民間社会福祉事業者とともに、退職金制度等を維持運営しています。平成 24 年 4 月より公益財団法人へ移行しました。

①福利協会では次の事業を行っています。-- 定款(福利協会のホームページに掲載)より抜粋 --

(事業)

第 4 条 【略】

- (1) 社会福祉に係る非営利法人の退職共済事業
- (2) その他公益目的を達成するために必要な事業

2 【略】

- (1) 損害保険代理店事業
- (2) その他公益目的事業を推進するために必要な事業

②退職共済事業の加入にあたって(福利協会ハンドブックの退職共済規程(以下「規程」という。)を参照)

- (1) 福利協会の退職共済制度は、65 歳未満の方が加入することができます。
加入時の年齢により、掛金納付期間が短くなり退職金(一時金)が掛金相当額(事業主拠出分+加入者拠出分)を下回る場合があります。
- (2) 福利協会の退職共済制度は、共済契約者等(施設・団体)の退職金として給付されます。
- (3) 福利協会の退職共済は、給与月額を規程の「標準給与月額等級及び掛金月額表」にあてはめて退職金計算の基となる標準給与月額や共済掛金を算出します。この標準給与月額は、毎年 10 月に改定します。10 月から翌年 9 月までの間に昇給等の事情により給与月額の変額があっても標準給与月額の変更は行いません。
- (4) 給与月額とは、本給と固定額で受ける諸手当(諸手当のうち通勤手当は除く。)の合計です。
- (5) 掛金月額は、1000 分の 45 で、共済契約者等(施設・団体)が 1000 分 25、と加入者 1000 分の 20 でそれぞれ毎月負担します。
- (6) 掛金月額は毎月給与から控除されて、共済契約者等(施設・団体)経由で福利協会へ納入します。
- (7) 加入者の年齢が満 65 歳に達した年度の翌年度 4 月から、掛金の納入を停止します。
- (8) **退職金は、加入期間 1 年以上(掛金納入期間が 12 ヶ月以上)の方のみ支給となります。**
1 年未満で退会される場合加入者ご本人負担の掛金積立分も含め退職金の支給はありません。
- (9) 退職によらない退職共済制度だけを辞める(脱退)の場合は、退職したとして計算した退職金の 2 分の 1 若しくは加入者掛金累計額のどちらか多い額を支給します。(加入期間 1 年以上(掛金納入期間が 12 ヶ月以上)の場合が対象です。)
- (10) 福利協会は、共済契約者等(施設・団体)から預託された掛金と加入者からの掛金を、安全で安心な運用を行いますが、経済動向や制度の見直しにより、将来の掛金額、給付率は変更される場合があります。
- (11) 退職共済加入承認後、福利協会から共済契約者等(施設・団体)経由で加入者個々に「加入者カード」と「福利協会のハンドブック」をお渡しします。
- (12) 福利協会の退職共済と契約している他の共済契約者等(施設・団体)へ転職の場合、継続加入ができる場合があります。
- (13) 産休、病気等で休職することになり給与が無給となった場合は、届出書を提出することで、掛金の納入を一時中断することができます。ただし、その期間は、退職金を計算する加入期間からは除かれます。
- (14) 年 3 回広報紙「福利かながわ」を加入者一人ひとりに行き届くよう発行しています。退職共済事業や福利厚生事業など掲載しており、加入者ご自身にメリットがあると考えており、ぜひご活用をお願いします。
- (15) 福利厚生事業では、加入者の慶弔金の給付、長期加入者顕彰、貸付金、野球観戦など行っています。